

平成 24 年 8 月 3 日

保険医療機関 各位

広島県国民健康保険団体連合会

福祉医療費助成事業の患者負担額の端数処理について（依頼）

本会の業務運営については、平素から格別のご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、広島県の各市町が実施する福祉医療費助成事業の審査支払事務につきましては、国民健康保険分及び後期高齢者医療分に係るものについては、本会で取扱っているところです。

現在、標記福祉医療費助成事業の請求については、患者窓口負担額の端数処理（10 円未満を四捨五入）をしてレセプトに記載し提出しております。

今回、広島県及び各市町との協議の結果、患者負担額の記載については、10 円未満を四捨五入した額（10 円単位）から、10 円未満を四捨五入する前の額（1 円単位）での記載に変更をすることになりました。

つきましては、皆様方に大変なお手数をお掛けいたしますが、平成 24 年 9 月診療分（平成 24 年 10 月提出分）のレセプトより端数処理は 1 円単位での記載をお願いいたします。

なお、記載要領の変更により、窓口での徴収額に変更がないことを申し添えます。

おって、平成 24 年 8 月診療分以前分につきましては、10 円単位の請求となります。

<対象事業>

乳幼児医療費助成事業、重度心身障害者医療助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業

【医科外来 患者負担額を 1 円単位に変更した場合】

- 国保・乳幼児医療（一部負担金 1 日 500 円の場合）の 2 者併用（2 割負担の場合）

【1 日の自己負担額が 500 円未満の日がある場合】

・保険者負担額 197 点 × 8 割 = 1,576 円

・乳幼児医療 0 円（197 点 × 2 割 = 394 円）

・患者負担額 394 円

一		一		保険者番号	00000000
公負①	90340000	公受①	00000000	診療実日数	1 日
公負②		公受②			日
					日
保 療 業 の 給 付	請 求 点 ※ 197	決 定 点	一 部 負 担 金 額 円	1 円単位で記載します 394 円	
公 費 ①	点 ※	点	減額 割 (円) 免除・支払猶予 円		
公 費 ②	点 ※	点	394		
			円		